

別表（第3関係）

交付対象事業		国費率
区分	事業種類	
実施要綱第2の1の長寿命化対策に該当するもの	ア 水利施設整備	<p>1 50%</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80%</p> <p>3 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、65%</p> <p>4 次のいずれかに該当する地域（以下「中山間地域等」という。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>(1) 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64条）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に</p>

規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）以下同じ。）

(6) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）

(7) 急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。以下同じ。）

(8) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）

- 5 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更と一体的に行う、国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用排水施設のうち、当該国営事業が完了後も関連事業が完了しない等のため残存しているものの撤去を実施する場合にあっては、工事費及び調査設計費の一定割合とし、この割合は本工事の対象となる施設の撤去が土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた国営土地改良事業（以下「従前の事業」という。）の農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 60 年政令第 128 号）等関係政令に基づく国の負担割合の引き下げ及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和 36 年法律 112 号）の適用を受けない場合の国庫負担率と同率とするが、その適用は以下に定めるものとする。
- (1) 従前の国営土地改良完了時の国庫負担率と同率
 - (2) 従前の事業が国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあっては、1 の規定にかかわらず、本工事の対象となる施設の撤去工事が含まれていた工種の事業完了時の国庫負担率と同率とする。
 - (3) 従前の事業が総合土地改良事業実施要綱（昭和 38 年 10 月 23 日付け農地 B 第 3742 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施された事業にあっては、1 の規定にかかわらず、従

	<p>イ 機能保全計画策定等</p> <p>ウ 実施計画策定</p> <p>エ 水利用調査・調整</p> <p>オ 耐震性点検・調査</p>	<p>前のかんがい排水事業の事業完了時の国庫負担率とする。</p> <p>イからオの事業にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定額 2 1地区当たりの助成額の上限は 1,000 万円とする。
<p>実施要綱第 2 の 2 の 防災減災対策に該当するもの</p> <p>(1) 自然災害等対策</p>	<p>ア ため池整備</p> <p>(ア) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備</p> <p>(イ) 耐震性の向上のためため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修</p> <p>(ウ) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% <ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 5 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% <ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 5 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%

	路の整備又は管理施設の整備	
イ	湛水防除	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
ウ	地盤沈下対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
エ	農業用排水施設整備	
	(ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設の新設、変更若しくは附帯施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 5 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
	(イ) 他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
	(ウ) 地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用排水施設の耐震改修	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
オ	土砂崩壊防止	<ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 離島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% 5 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%
カ	特定農業用管水路等特	<ol style="list-style-type: none"> 1 50%

別対策	2 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55%
キ 農業用河川工作物応急 対策	都道府県及び市町村が行うもの 1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2/3 3 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55% 団体が行うもの 1 50% 2 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、75% 3 離島において行うものにあつては、1の規定に かかわらず、60% 4 離島を除く中山間地域等において行うものに あつては、1の規定にかかわらず、55%
ク 施設撤去・廃止	1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規 定にかかわらず、80% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55% 5 従前の事業が国営土地改良事業であった場合 にあつては、1から4までの規定にかかわらず、 従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率と する。
ケ 水質保全対策	実施要領別表2-1の区分1から区分3までの事 業にあつては、 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規 定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、 1の規定にかかわらず、55% 実施要領別表2-1の区分4の事業にあつては、 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規 定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の 規定にかかわらず、60% ただし、特定既存単独処理浄化槽からの転換に伴 う当該浄化槽の撤去とこれに伴い必要となる接続

管路の整備に要する費用の交付額は、特定既存単独処理浄化槽1基当たり次の式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = 30 \text{ 万円} \times 50\%$$

なお、沖縄県及び奄美群島については、以下の式により算出した額を超えないものとする。

地域	算出方法
沖縄県	交付限度額 = 30 万円 × 75%
奄美群島	交付限度額 = 30 万円 × 60%

コ 利活用保全

- 50%
- 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%

サ 機能保全計画策定等

サからスまでの事業にあつては、

シ 実施計画策定

ス 耐震性点検・調査

- 定額
- 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。ただし、スの耐震性点検・調査を行うものにあつては、ため池の場合、上限は3,000万円。

(2) 危機管理対策

危機管理システム等整備

- 50% (ただし、ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額)
- 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% (ただし、ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額)

(3) ため池防災環境整備

ア 緊急的な防災対策

- 50% (ただし、令和12年度までは定額)
- 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% (ただし、令和12年度までは定額)

イ 地域防災上のリスク除去

- 定額
- 1箇所当たりの助成額の上限は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。

堤高	①基本	②地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合		
		下流水路の整備延長		
		20m以上 500m未満	500m以上	
5m未満	1,000 万円	3,000 万円	6,000 万円	8,000 万円
5m以上 10m未満	2,000 万円	4,000 万円	7,000 万円	9,000 万円
10m以上	3,000 万円	6,000 万円	9,000 万円	11,000 万円

<p>(4) 流域治水対策</p>	<p>ウ ハード整備の着手促進</p> <p>ア 農業用排水施設整備</p> <p>イ 危機管理システム等整備</p> <p>ウ 附帯安全施設整備</p> <p>エ 管理体制強化対策</p>	<p>1 定額</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は500万円とする。</p> <p>アからウまでの事業にあつては、</p> <p>1 50%</p> <p>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80%</p> <p>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</p> <p>4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>1 定額</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は1,000万円とする。</p>
<p>実施要綱第2の3のため池の保全・避難対策に該当するもの</p> <p>(1) ため池の保全・避難対策</p>	<p>ア ハザードマップ作成</p> <p>イ 監視・管理体制の強化</p> <p>(ア) 地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等</p> <p>(イ) 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。</p> <p>ウ 減災対策の実施</p>	<p>1 50% (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>1 50% (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は500万円とする。</p> <p>1 50%又は定額 (ただし、定額は令和12年度まで)</p> <p>2 定額の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は1,000万円とする。</p> <p>3 50%の場合の1都道府県当たりの助成額の上限は2,000万円とする。</p> <p>1 50% (ただし、令和12年度までは定額)</p> <p>2 1地区当たりの助成額の上限は500万円とする。</p>

実施要綱第2の4の 施設情報整備・共有化 対策に該当するもの	ア 農業水利施設情報等の 地理情報システム化	1 50%
--------------------------------------	---------------------------	-------

(備考1) 上記の国費率欄中、中山間地域等について、特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行うものにあつては、令和3年度から令和8年度までの間の国費率を、その実施要綱第7の2による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考2) 上記の国費率欄中、中山間地域等について、特別特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯及び指定棚田地域の区域以外の区域内において行うものにあつては、令和3年度から令和9年度までの間の国費率を、その実施要綱第7の2による計画認定があつた年度に応じて、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては55%、令和6年度にあつては54%、令和7年度にあつては53%、令和8年度にあつては52%、令和9年度にあつては51%とする。

(備考3) 上記の流域治水対策とは、以下に掲げるいずれかを満たす取組をいう。

(1) 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について(令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

(2) 治水協定(既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づき締結される協定をいう。)の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

(3) 地方公共団体が策定又は締結する防災に係る計画又は協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの